

健生食輸発0527第2号
令和7年5月27日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(スペイン産アーモンドのアフラトキシン、イタリア産ポルチーニのペルメトリン及び中国産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)のヘキサコナゾール)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和7年5月22日付け健生食輸発0522第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、スペイン産アーモンドのアフラトキシンについて検査命令を解除したことから、令和7年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、これまでの検査実績を踏まえ、イタリア産ポルチーニのペルメトリン及び中国産未成熟えんどうのヘキサコナゾールについてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2への追加
 - ・スペイン産アーモンドのアフラトキシン
2. 別表第2から削除
 - ・イタリア産ポルチーニ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のペルメトリン
 - ・中国産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)のヘキサコナゾール
3. 別表第3から削除
 - ・イタリア産ポルチーニ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のペルメトリン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「G.E.M.FUNGI AND CO.SRL.」であるものに限る。)